

「死刑は廃止すべき」

2024年10月21日

袴田巖さんの無罪が確定した。「世紀の冤罪」と言われた袴田事件は58年目にして、ようやく「無罪判決」が出された。1966年、静岡県清水市で味噌製造会社の専務一家4人が惨殺され、従業員だった巖さんが殺人罪に問われ、死刑が確定した。2014年、静岡地裁で、村山浩昭裁判長は死刑と勾留の執行停止を命じ、再審開始を決定した。それから10年、2024年9月、同地裁で、國井恒志裁判長は巖さんに「無罪」を言い渡した。この判決で二つの点を明確にした。一つは「袴田さんの自白は非人間的な取り調べで得られた任意性に疑いがあり、当時の裁判での無罪の可能性が否定できない状況にあった」という点である。警察、検察に長時間にわたり、有無を言わせぬ過酷な取り調べを受け、巖さんは耐えられず自白を強要されたと、非道な取り調べを厳しく指摘した。二つ目は、味噌タンクの中から出て来た5点の衣類は、1年以上も経てば黒くなるのに赤い血が残っていたことに対し、「衣類を犯行時の着衣として捏造した者としては、捜査機関以外に事実上想定できない」と、衣類は警察の「捏造」と指弾した。検察側の全面敗訴の判決であった。裁判において裁判長は判決文を読み上げるだけでなく、個人的な言葉を言う場合があるそうで、國井裁判長は、巖さんの無罪を信じ、闘って来られた姉のひで子さんに対し、「ものすごく時間がかかっていて、裁判所として本当に申し訳なく思っています」と謝罪した。ひで子さんは判決後の会見で、「裁判長が述べた『被告人は無罪』という言葉は神々しく聞こえました。感激するやら嬉しいやらで涙が止まらなかった。無罪という判決をもらい、58年がずっとんだ気がする。うれしく思っています」と喜びを全身で表わした。検察は、非人間的な取り調べを批判され、また「捏造」と断罪されたので、面子は丸つぶれだが、控訴しないことを表明した。袴田事件は最終決着を見ることができた。巖さんの日常がテレビで放映されるが、意思の疎通が困難になっている拘禁症状を見て、死刑の恐怖に怯えた長い年月の残酷さを思う。どれほど苦しみ、恐れたことかは、誰にも想像できない。袴田事件で、再審までの年月の長過ぎるなど、再審法の改正が論議されることになる。

1999年、『異空間の俳句たち』を「異空間の俳句たち編集委員会」が出版している。死刑判決を受け独房という「異空間」で詠まれた、生と死の臨界からの俳句、三行詩である。76句が載っていて、どの句も衝撃的である。その中から、冤罪（無実）を訴えながら絞首台に消えた二人の句を紹介したい。武雄氏（61歳）の3句。「われのごとく 愚かよかなし 冬の蠅」。1975年、無実を訴え、その是非が国会で取り上げながらも絞首刑を執行された。作者の仏画は「いのちの絵画展」で最高水準を示すものであった。「ひばり野に 大手をふって 出（いで）てみし」。共犯者は有罪を認めて恩赦を願い無期懲役となり、作者の死後14年後、仮釈放された。作者の冤罪の主張は退けられた。「叫びたし 寒満月の 割れるほど」。無実を叫びながら処刑された作者の「断末魔」の声である。

一歩氏の2句。「哄笑（こうしょう）のごとく 柘榴（ざくろ）の 天に裂け」。作者は一審死刑、無罪を訴え、二審控訴。柘榴が裂けている様子を「大笑い」と詠んでいる。その笑いが「天」に向けられている。「夕焼けぬ 明日の見えざる この身にも」。この句が書かれた直後、二審控訴が棄却され、死刑が執行された。二人の罪の真偽は分からないが、句は、死に追いやられていく苦悩と恐怖を、研ぎ澄まされた言葉に託している。

戦後、死刑から冤罪として無罪判決が出された裁判が5件ある。冤罪による死刑は国家による人権抹殺である。罪を犯した者の命を奪うのではなく、生きて償いをさせることが国の務めではないか。袴田事件が示すように、死刑は絶対に廃止すべきである。